



金 沢 市 公 報

号外第10号

平成30年(2018年)3月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市三谷さとやま交流広場条例	
●条 例		(農業水産振興課)	7
○金沢市俵芸術交流スタジオ条例 (文化政策課)	1	○金沢市市民活動サポートセンター条例	
○金沢市スポーツ文化推進条例 (スポーツ振興課)	3	(市民協働推進課)	8

条 例

金沢市俵芸術交流スタジオ条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第1号

金沢市俵芸術交流スタジオ条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、音楽、演劇等の練習、制作及び発信の場並びにこれらを通じた市民相互の交流の場として利用に供することにより、芸術文化の振興と周辺地域の活性化に資するため、芸術交流スタジオを設置する。

(名称及び位置)

第2条 芸術交流スタジオの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢市俵芸術交流スタジオ

(2) 位置 金沢市俵町へ乙22番地

(職員)

第3条 金沢市俵芸術交流スタジオ(以下「スタジオ」という。)に、館長その他必要な職員を置く。

(使用時間)

第4条 スタジオの使用時間は、午前9時から午後10時まで(広場にあつては、午前9時から午後6時まで)とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 スタジオの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日以外の日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の承認)

第6条 スタジオを使用しようとする者(広場にあつては、広場の全部又は一部を独占し

て使用しようとする者に限る。)は、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スタジオの使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第8条 市長は、第6条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、スタジオの使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定めるスタジオの使用料(以下「使用料」という。)を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第12条 スタジオを利用する者は、スタジオの建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表(第9条関係)

1 基本使用料

区 分	使用の単位	金 額
スタジオ1の1	1回2時間	324円
スタジオ2の1	1回2時間	324円

スタジオ2の2	1回2時間	324円
スタジオ2の3	1回2時間	324円
スタジオ3の1	1回2時間	324円
スタジオ3の2	1回2時間	324円
スタジオ3の3	1回2時間	324円
レコーディングスタジオ	1回2時間	1,080円
ミキサールーム	1回2時間	4,320円
広場	1日	1,080円

備考 「1日」とは、午前9時から午後6時までをいう。

2 スタジオ（広場を除く。）を2時間を超えて使用する場合における使用料の額は、前項の表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) スタジオ1の1、スタジオ2の1、スタジオ2の2、スタジオ2の3、スタジオ3の1、スタジオ3の2及びスタジオ3の3 基本使用料の額に1時間につき162円を加算した額

(2) レコーディングスタジオ 基本使用料の額に1時間につき540円を加算した額

(3) ミキサールーム 基本使用料の額に1時間につき2,160円を加算した額

3 スタジオを8日以上14日以内継続して使用する場合における使用料の額は、第1項の表の規定にかかわらず、使用の初日から7日間分の基本使用料の額に、7日間を超えて使用する日数分の基本使用料の額の5割に相当する額を加算した額とする。

摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

金沢市スポーツ文化推進条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第2号

金沢市スポーツ文化推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 スポーツ文化の推進に関する基本的な施策等（第8条—第15条）

第3章 雑則（第16条）

附則

スポーツは、健康や体力の保持増進、心身の健全な発達のみならず、人々に夢や希望、感動を与え、交流の促進や連帯意識の醸成等に寄与するものであり、市民生活の向上や地域社会の健全な発展に大きな役割を果たしている。

金沢のまちの個性は、固有の歴史伝統に培われた学術・文化や新しい価値を付加し続け

てきた文化的土壌にあり、スポーツについても、運動能力の向上や健康増進に資する「す
るスポーツ」としてのみならず、楽しむための「観るスポーツ」や、ボランティア等の
「支えるスポーツ」、地域の人々が一体化する「応援するスポーツ」、身近な人々との会
話が生まれる「語るスポーツ」など、地域の活力や一体感を醸成する文化的資源の一つと
して活用されてきた。

よって、金沢の文化に更に厚みを持たせ、発展させていくためには、新たな価値として
の「スポーツ文化」を推進し、後代に引き継いでいくことが重要である。

ここに、私たちは、「スポーツで人とまちを元気にする」ことに積極的に取り組み、金
沢を将来にわたり活力と魅力のあるまちとしていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、スポーツ文化の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、
事業者及びスポーツ関係団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等
を定めることにより、スポーツ文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって
健康で明るく豊かな市民生活の形成や本市の活力と魅力あふれる文化のまちづくりに寄
与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

- (1) スポーツ文化 スポーツを行うことはもとより、観ること、支えること、応援する
こと、語り合うことなどが日常的に行われ、これらが人々の生活の中に溶け込むと
ともに、その状態が風土として根付き、受け継がれていくものをいう。
- (2) スポーツ関係団体 市内においてスポーツの推進のための活動を行うことを主たる
目的とする団体その他スポーツ文化の推進に資する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツ文化の推進は、スポーツを行うことのみならず多様なものであるとの基
本的認識の下に、市民の自主性を十分に尊重しつつ、それぞれの興味、関心、適性等に
応じて多様な形態でスポーツに親しむ社会的気運を醸成しながら、行われなければならない。

2 スポーツ文化の推進は、人々の交流を促進し、地域の絆^{きずな}づくりや活性化を図るとと
もに、市民が誇りと愛着を持つことのできる活力と魅力あふれる地域社会の実現に資す
ることを旨として、行われなければならない。

3 スポーツ文化の推進は、市、市民、事業者及びスポーツ関係団体がそれぞれの役割を
認識し、これらの者の相互の理解と連携の下に、協働して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポ
ーツ文化の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民、事業者及びスポ
ーツ関係団体の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、当該施策の実施に当たっ
ては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、スポーツ文化についての理解を深めるとともに、その担い手として、興味、関心、適性等に応じてスポーツ文化の推進に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、本市が実施するスポーツ文化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが地域社会の一員であることを認識し、スポーツ文化についての理解を深めるとともに、従業員がスポーツを行い、支え、又は応援する機会の提供、スポーツ選手やスポーツチームへの支援などスポーツ文化の推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、本市が実施するスポーツ文化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ関係団体の役割)

第7条 スポーツ関係団体は、基本理念にのっとり、市民がスポーツに親しむ機会の提供、スポーツの普及及びスポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上を図るための活動の実施などスポーツ文化の推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ関係団体は、基本理念にのっとり、本市が実施するスポーツ文化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 ホームタウンチーム（市内又はその周辺に主な活動の拠点を置き競技活動を行うスポーツチームで、全国的な組織に所属するものとして市長が認めるものをいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、自らの競技活動が地域社会と密接な関係を有するものであることを認識し、その競技活動の実施等を通じて地域の活力や一体感の醸成に寄与するなどスポーツ文化の推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

第2章 スポーツ文化の推進に関する基本的な施策等

(推進計画)

第8条 市長は、スポーツ文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めるものとする。

(スポーツに親しむ機会の提供等)

第9条 市は、全ての市民が生涯にわたり年齢、性別等を問わずスポーツに親しむことができるよう、事業者及びスポーツ関係団体と連携し、その機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、子どもがスポーツに親しみ、心身の健全な発達や体力の向上を図ることができるよう、子どもの心身の発達段階に応じたスポーツに親しむ機会の提供、指導者の確保及び養成その他必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、第1項に定めるもののほか、障害者がスポーツに親しみ、及び障害者のスポーツに対する市民の理解を深めることができるよう、障害の種類、程度及び特性に応じたスポーツに親しむ機会の提供、障害者のスポーツについての普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第10条 市は、スポーツを通じて市民相互の交流を促進し、地域コミュニティの活性化を図るため、地域におけるスポーツ行事への支援、ボランティア等の人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、スポーツを通じて地域の活力や一体感の醸成を図るため、市民及びサポーター等(サッカー、バスケットボール、野球等のスポーツチームを応援し、又は支援する者をいう。)によるホームタウンチームの応援又は支援についての啓発、ホームタウンチームに所属する選手と市民との交流の機会の創出その他必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、スポーツの競技会、大会、合宿等(以下「競技会等」という。)への参加又は観戦のため国内外から来訪する者が市内及び周辺の観光地を巡り、又は市民と交流することによる地域の活性化を図るため、事業者及びスポーツ関係団体と連携し、競技会等の開催又は誘致その他必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ選手の育成等)

第11条 市は、本市で育ったスポーツ選手の活躍により市民がスポーツへの関心を高め、地域の活力や一体感の醸成を図ることができるよう、事業者、スポーツ関係団体並びにスポーツ選手及び指導者と連携し、スポーツ選手の計画的な育成、指導者の確保及び養成その他競技水準の向上のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、優秀なスポーツ選手及び指導者が生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、事業者及びスポーツ関係団体と連携し、社会の各分野で活躍することができる環境の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(推進協議会)

第12条 市、事業者、スポーツ関係団体等は、前3条の施策の推進に関する協議会を組織し、必要に応じ、当該施策について協議し、推進するものとする。

(環境の整備等)

第13条 市は、市民がスポーツに親しむことができる場の充実を図るため、施設の機能の強化その他必要な環境の整備を行うものとする。

2 市は、市民のスポーツ文化に対する理解を深めるため、スポーツに関する有形又は無形の文化的所産で価値の高いものについて、情報、資料、記録等の収集、保存及び公開その他必要な取組を行うものとする。

(財政上の支援)

第14条 市長は、スポーツ文化に関する施策を推進するために必要があると認めるときは、予算の範囲内において、財政上の支援をすることができる。

(表彰)

第15条 市長は、スポーツの競技会で顕著な成果を収めた者及びスポーツ文化の推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

第3章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に策定されている本市のスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画は、第8条の規定により策定された計画とみなす。
(金沢市スポーツ推進審議会条例の一部改正)
- 3 金沢市スポーツ推進審議会条例(平成23年条例第29号)の一部を次のように改正する。
第2条第9号中「スポーツ」を「スポーツ文化」に改める。

金沢市三谷さとやま交流広場条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第3号

金沢市三谷さとやま交流広場条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、里山の豊かな自然環境の中で、農林業に関する体験の場及び市民相互の交流の場として利用に供することにより、市民が自然に親しみ、農林業についての理解を深めるとともに、人々の交流を促進し、もって農林業の振興と周辺地域の活性化に資するため、さとやま交流広場を設置する。

(名称、位置等)

第2条 さとやま交流広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金沢市三谷さとやま交流広場
- (2) 位置 金沢市宮野町ヲ11番地

2 金沢市三谷さとやま交流広場(以下「交流広場」という。)に、ふれあい交流ルーム、市民農園、芝生広場及び多目的広場を置く。

(事業)

第3条 交流広場は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の農林業についての体験活動に関すること。
- (2) 市民相互の交流の促進に関すること。
- (3) 市民のレクリエーション、文化活動等の助長に関すること。
- (4) 市民への施設及び設備の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(市民農園の使用期間)

第4条 市民農園の使用期間は、4月1日から11月30日までの間で、市長が定める期間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の承認)

第5条 ふれあい交流ルーム、芝生広場若しくは多目的広場(以下「ふれあい交流ルーム等」という。)の全部若しくは一部を独占して使用しようとするもの又は市民農園を使用しようとするものは、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい交流ルーム等又は市民農園の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第7条 市長は、第5条の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい交流ルーム等又は市民農園の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

第8条 使用者のうち、市民農園の使用の承認を受けたものは、市民農園の使用料（以下「使用料」という。）を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

2 使用料は、第5条第1項の使用の承認に係る市民農園の使用期間につき1区画6,480円（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。）とする。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第11条 交流広場を利用する者は、交流広場の建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市民農園の使用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市市民活動サポートセンター条例をここに公布する。

平成30年3月26日

◎金沢市条例第4号

金沢市市民活動サポートセンター条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、町会その他の地域団体及び市民活動団体（以下「市民活動団体等」という。）の活動への支援及び連携の促進により、市民活動団体等の活動の活性化及び地域コミュニティの充実を図り、もって協働による市政の推進に資するため、サポートセンターを設置する。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町会その他の地域団体 金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例（平成29年条例第1号）第2条第2号に規定する町会その他の地域団体をいう。

(2) 市民活動団体 金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例（平成17年条例第4号）第2条第6項に規定する市民活動団体をいう。

(名称及び位置)

第3条 サポートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢市市民活動サポートセンター

(2) 位置 金沢市片町2丁目5番17号

(市民活動団体等その他多様な主体との協働による運営)

第4条 金沢市市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）は、市民活動団体等その他多様な主体と市との協働による運営を図ることを基本とする。

2 市民活動団体等その他多様な主体及び市は、前項の協働による運営を図るため、金沢市市民活動サポートセンター運営会議を組織するものとする。

(事業)

第5条 サポートセンターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 町会その他の地域団体への加入及び市民活動団体等の活動に関する相談及び支援に関すること。

(2) 市民活動団体等の相互の連携を促進するための事業の企画及び実施に関すること。

(3) 市民活動団体等の活動に関する情報の収集及び提供に関すること。

(4) 市民活動団体等の活動に関する研修会、講座等の開催に関すること。

(5) 市民活動団体等の活動に関する調査及び研究に関すること。

(6) サポートセンターの施設及び設備の提供に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第6条 サポートセンターに、所長その他必要な職員を置く。

(開所時間)

第7条 サポートセンターの開所時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第8条 サポートセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（使用の対象者）

第9条 サポートセンターを使用することができるものは、市民活動団体等その他市長が適当であると認める団体で、サポートセンターにおいて第1条の目的に適合する活動として規則で定めるものを行うものとする。

（使用の承認）

第10条 サポートセンターを使用しようとするものは、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

（使用の承認の制限）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サポートセンターの使用を承認しないものとする。

(1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。

(3) 政治的活動又は宗教的活動をするおそれがあると認められるとき。

(4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

（使用の承認の取消し等）

第12条 市長は、第10条の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、サポートセンターの使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 使用の申請に偽りがあったとき。

（損害の賠償）

第13条 サポートセンターを利用する者は、サポートセンターの建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

平成30年(2018年)3月26日 印刷

平成30年(2018年)3月26日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄